

2026 July

7

No.169

# 福利さが

FUKURI SAGA

ホームページ

学校共済 佐賀

検索



も  
く  
じ

短期給付一覧 ..... 2~3  
 交通事故にあわれたときは・マイナ保険証について... 4  
 被扶養者の認定要件を確認してみましょう!! ... 5~6  
 「子ども・子育て支援金制度」と掛金の徴収・標準報酬額の定時決定について... 7  
 各種検診事業・健康メンタルヘルス事業 ..... 8~9

健康増進セミナー・ライフプラン推進事業 ..... 10  
 貸付金制度について ..... 11  
 公的年金制度について ..... 12~13  
 兵庫支部からのお知らせ・公立共済メンバーズカードGoodオフキャンペーン... 14  
 「グランデはがくれ」からのお知らせ ..... 15~16

# 短期給付金

【給付対象者】 黒字：組合員 緑字：被扶養者 青字：共通

給付事由	給付名	給付概要	請求方法
病気や負傷	療養の給付 家族療養の給付	組合員（被扶養者）が病院でマイナ保険証等を使用して診療を受けたとき 給付額 総医療費のうち7割を共済が負担（3割窓口負担） ※被扶養者が6歳に達する日以降の年度末まで（2割窓口負担） 70歳以上（現役並み所得者を除く）（2割窓口負担）	自動給付
	入院時食事療養費	組合員（被扶養者）が病院で食事療養を受けたとき 給付額 食事に要した費用から自己負担額（原則として1食につき550円）を控除した額を共済が負担	
	訪問看護療養費 家族訪問看護療養費	組合員（被扶養者）が重度の障害等により医師の承認を受けた上、自宅において指定事業者から指定訪問看護を受けたとき 給付額 指定訪問看護に要した費用のうち7割を共済が負担	
	一部負担金払戻金 家族療養費附加金	組合員（被扶養者）の保険適用の窓口負担が、25,000円（注1）を超えているとき 給付額 窓口負担額（3割）から25,000円（注1）を差し引いた額（100円未満切捨て）	
	高額療養費	組合員（被扶養者）の保険適用の窓口負担が一定額（注2）を超える場合 給付額 窓口負担額のうち自己負担限度額（注2）を超えた額	
病気や負傷	療養費 家族療養費	① 組合員（被扶養者）がやむをえない事情によりマイナ保険証等を使用しないで病院で受診したとき ② マイナ保険証等が使用できないもののうち、医師が治療上必要と認めた場合（コルセット等の治療用装具、はり、きゅう、マッサージ等） ※①②ともに共済組合が認めた場合 給付額 総医療費のうち7割を共済が負担（3割は自己負担）	請求書提出（注5）
出産したとき	出産費〈同附加金☆〉 家族出産費〈同附加金☆〉	組合員（被扶養者）が出産したとき（出産のみでなく、死産および妊娠85日以上流産も対象となります） 給付額 488,000円〈附加金50,000円〉 ※産科医療補償制度対象分娩の場合、12,000円を加算して50万円を支給	
	出産手当金	組合員が出産のために学校等を休み、給与が減額されたとき 給付期間 出産前42日（多胎妊娠の場合は98日）、出産後56日 給付額 1日につき「出産手当金等支給開始日の属する月以前の直近の継続した12か月間の各月の標準報酬月額平均額」×1/22×2/3	
死亡したとき	埋葬料〈同附加金☆〉 家族埋葬料〈同附加金☆〉	組合員（被扶養者）が死亡したとき 給付額 50,000円〈附加金25,000円〉	
	弔慰金	組合員が水震火災その他の非常災害で死亡したとき 給付額 標準報酬の月額額（注4）	
	家族弔慰金	被扶養者が水震火災その他の非常災害で死亡したとき 給付額 標準報酬の月額額（注4）の7割	

病気やケガ（公務時以外）、出産、死亡等のときに次の給付が受けられます。

給付事由	給付名	給付概要	請求方法
休業したとき	 育児休業手当金	組合員が育児休業をした場合 <b>給付期間</b> 対象となる子が1歳に達するまでの期間（ただし、子が1歳に達した日後について保育所に入所できない等、特別の事情に該当する場合に限り、最大2歳に達する日まで延長） <b>給付額</b> 1日につき最初の180日までは標準報酬の日額 <sup>(注3)</sup> ×67/100 180日経過後標準報酬の日額 <sup>(注3)</sup> ×50/100 （給付上限相当額あり）	請求書提出 <sup>(注5)</sup>
	育児休業支援手当金	組合員とその配偶者が対象期間内に14日以上育児休業を取得した場合 <b>給付期間</b> 子の出生後（女性は産後休業後）8週間以内 <b>給付額</b> 1日につき標準報酬の日額 <sup>(注3)</sup> ×13/100（最大28日）	
	育児短時間勤務手当金	組合員が2歳未満の子を養育するため、育児短時間勤務をするとき <b>給付額</b> 支給対象月に支払われた報酬額の最大10%	
	介護休業手当金	組合員が介護休業をした場合 <b>給付期間</b> 介護休業の日数を通算して66日を超えないもの <b>給付額</b> 1日につき標準報酬の日額 <sup>(注3)</sup> ×67/100 ※報酬の一部が支給される場合は、給付額が調整されます。	
	傷病手当金 〈同附加金☆〉	組合員が公務によらない病気やけがで勤務できなくなったとき <b>給付期間</b> 傷病手当金 1年6月 同附加金 6月（上記終了後）（退職後は給付対象外） <b>給付額</b> 1日につき「傷病手当金等支給開始日の属する月以前の直近の継続した12か月間の各月の標準報酬月額平均額」×1/22×2/3	
災害に遭ったとき	災害見舞金	組合員が災害により、住居や家財に損害を受けたとき （損害の程度により給付されない場合もあり、現地調査が必要となりますので、事由が発生した場合はすぐに電話連絡してください） <b>給付額</b> 損害の程度により標準報酬の月額 <sup>(注4)</sup> の3ヵ月分～0.5ヵ月分	

※ ☆印は法定給付に上乗せして、公立学校共済組合が独自に行っているものです。（附加給付）

(注1)標準報酬の月額が530,000円以上の場合は50,000円となります。

(注2)高額療養費の自己負担限度額（70歳未満の者）

所得区分	標準報酬月額	自己負担限度額	多数回該当*
ア	830,000円以上	252,600円+（総医療費－842,000円）×0.01	140,100円
イ	530,000円以上	167,400円+（総医療費－558,000円）×0.01	93,000円
ウ	280,000円以上	80,100円+（総医療費－267,000円）×0.01	44,400円
エ	280,000円未満	57,600円	44,400円

※ 多数回該当・・・診療月を含む過去1年以内の高額療養費給付が3回以上ある場合の4回目以降

※ 2026年8月からすべての所得区分において自己負担限度額が引き上げられる予定です。

(注3)標準報酬の日額・・・標準報酬の月額 ÷ 22

(注4)標準報酬の月額・・・実際に支給された全ての報酬月額を標準報酬等級表にあてはめて決定する額

(注5)請求行為（請求書提出）により支給される給付金は、その給付事由が生じた日から2年以内に請求しなければ、時効により給付金を受給する権利が消滅します。

## 交通事故にあわれたときは



交通事故などの第三者の行為で受傷した場合、マイナ保険証や資格確認書を使って医療機関で診療を受けることができますが、その場合は共済組合に連絡した上で、**事故報告書**などを提出していただく必要があります。

本来、第三者の行為で受傷した治療費は、加害者(相手方)が負担すべきものです。マイナ保険証や資格確認書を使用して診療を受けた場合、総医療費の7割が医療機関から共済組合に請求され、共済組合が一時的に立て替えて医療機関に支払うこととなります。

提出していただく書類は、後日、共済組合から加害者(加害者が加入している保険会社)へ医療費の請求をする際に必要となります。

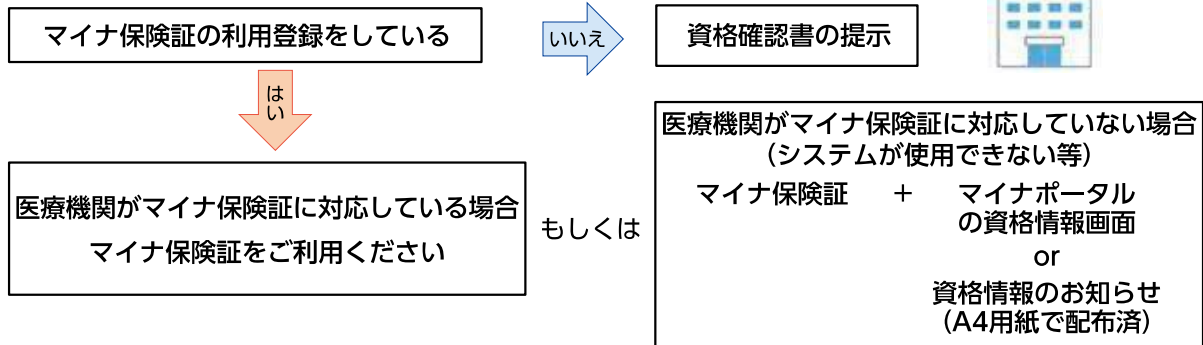
- 【提出書類】 ①損害賠償申告書 ②第三者加害報告書 ③第三者加害発生状況報告書  
④加害者関係事項 ⑤確約書 ⑥同意書  
⑦(治癒した時) 治癒届 ⑧交通事故証明書 ⑨(示談完了した時) 示談書の写し  
※ ①～⑦は公立学校共済組合佐賀支部より送付します

## マイナ保険証について

令和6年12月2日付で健康保険証の発行が終了し、マイナ保険証（健康保険証とマイナンバーカードを紐づけしたもの）へ移行しました。令和8年4月に新たに認定をされた組合員・被扶養者の方には短期間の「資格確認書」を交付しています。「マイナ保険証」の状況を確認して、有効期限内に、マイナンバーと紐づけがされていない方には新たな有効期限の「資格確認書」を送付します。マイナンバーと紐づけされている方はマイナ保険証をお使いください。

なお、マイナンバーとの紐づけの解除を希望される方は、公立学校共済組合佐賀支部短期給付係へご連絡をお願いします。

### ☆医療機関で保険診療を受けるとき



# 被扶養者の認定要件を確認してみましょう！！

## ＜被扶養者の認定要件＞

下記の要件を満たしていること

- ① 主として組合員の収入により生計を維持している者
- ② 国内に居住する者（住民票上。例外もあり）
- ③ 次のいずれかに該当する者
  - ア 配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹
  - イ 同居している三親等内の親族でアに掲げる者以外の者
  - ウ 組合員と同居している事実上婚姻関係と同様の事情にある配偶者の父母・子（その配偶者の死亡後も同じ）



### ※ 所得の限度額

年額130万円未満

ただし、

- ① 障害を事由とする公的年金等受給対象者又は60歳以上の者は年額180万円
- ② 毎年12月31日現在の年齢が19歳～22歳の方は年額150万円です。

注意！ 給与の扶養手当と対象時期が若干違います。また、配偶者は除きます。

令和8年4月1日からの新規認定で、収入が給与のみの場合は労働条件通知書で年額を判断します。ただし、年額が判断できない場合（シフト制など）は従来の認定です。

### ＜所得の限度額の一覧＞

組合員との関係	普通認定（扶養手当対象者）		特別認定		
	一般	19～22歳	一般	60歳以上（※1）	19～22歳（※2）
配偶者	/		130万円	180万円	/
配偶者以外の被扶養者	130万円	150万円	130万円	180万円	150万円

※1 60歳以上及び障害年金受給対象者

※2 「19～22歳」の令和8年の該当者は、平成16年1月2日～平成20年1月1日生まれの方です。平成16年1月2日～平成17年1月1日生まれの方は、令和8年は150万円ですが、令和9年1月から130万円になります。扶養手当の対象期間と違いがあります。

### 【認定申告について】

離職等により被扶養者の資格要件を備えた場合は、その事実の生じた日から**30日以内**に、所属所を經由して被扶養者の認定申告を行ってください。

30日を超えて申告された場合は、所属所長が受け付けた日が認定日となりますので、ご注意ください。

### ＜被扶養者の認定取消手続きが必要となる事例＞

取消事由	事 例	取 消 日
就 職	就職や結婚等により他の健康保険（社会保険）に加入したとき （年間収入が130万円未満であっても社会保険の被保険者になれば取消となります。）	就職日（婚姻日） 社会保険資格取得日
収入超過	アルバイト等による収入が年額130万円以上又は月額108,334円以上の収入が見込まれるとき	就労初日
	アルバイト等による収入がある者が年金支給開始となり、年金額と収入額の合計年額が130万円以上又は月額108,334円以上が見込まれるとき ※遺族年金、障害年金も含みます。	年金証書・年金改定通知書等の受領日
	月額108,334円以上の収入が3か月連続で超えたとき	4か月目の初日
	雇用保険(失業等給付)の基本手当日額が3,612円以上のとき （待機期間、給付制限期間は支給されないため、被扶養者として認定できます。）	受給開始日
	確定申告により認定基準年額以上になった場合 ※個人年金や株の配当金も収入に含まれます。	税務署等の受付日又は確定申告受付初日
別 居	同居を条件とする被扶養者と別居したとき	別居の日
送 金	別居している父母等への送金額が認定要件の基準額未満になったとき ※基準額＝収入合計額（送金額を含む）の3分の1以上	認定要件の基準額未満になった月の初日

年額等は、下記の対象の方は金額を読み替えてください。

※ 19～22歳の収入限度額は、年額150万円、月額12万5千円、日額4,167円です。

※ 60歳以上または障害年金受給対象者の収入限度額は、年額180万円、月額15万円、日額5千円です。

#### 【資格確認書について】

有効期限内の証は必ず回収して、申告書に添付して下さい（回収日を記入のこと）。  
また、限度額適用認定証も忘れずに返納して下さい。

※ 「資格情報のお知らせ」の返却は不要です。

#### 【改姓、住所変更時は届出を忘れずに】

改姓、住所変更時は必ず届出をしてください。被扶養者が転居した場合も忘れずにお願いします。

※ 資格確認書をお持ちの方が改姓する場合は必ず資格確認書を添付してください。

# 令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」と掛金の徴収が始まりました

## 子ども・子育て支援金制度とは？

子育て世帯に対する支援の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で支える仕組みです。  
当共済組合を含む医療保険者は、徴収した掛金及び事業主から徴収した負担金を国へ納付する役割を担っています。

## 子ども・子育て支援掛金の徴収の対象は？

年齢や被扶養者の有無、組合員種別に関係なく、全組合員が徴収の対象です。〔注1〕

〔注1〕 後期高齢者医療制度の被保険者である組合員は、後期高齢者医療制度において徴収することとなるため、公立学校共済組合からの徴収はありません。

## 掛金徴収の開始時期は？

子ども・子育て支援掛金は、令和8年4月分の給与から、短期掛金と併せて徴収が始まりました。

## 月々の掛金額はどのくらい？

月額掛金額は「標準報酬月額（または標準期末手当等）×掛金率」で算出されます。

令和8年度の掛金率・・・1,000分の1.15

（例）標準報酬月額が320,000円の場合・・・320,000円 × 1.15 / 1,000 = 368円（円未満切捨て）

## 産前産後休業期間中また育児休業期間中は、掛金免除の対象となる？

短期掛金と同様に掛金免除の対象となります。

## 海外に在住している場合は、掛金免除の対象となる？

海外に在住している場合の掛金免除制度は介護掛金のみが対象となるため、免除の対象となりません。

## 標準報酬の定時決定について

### ●定時決定とは

組合員が実際に受けている報酬に見合った標準報酬となるように、毎年7月1日に組合員である方を対象として4月から6月までの報酬をもとに標準報酬を決定することを「定時決定」といいます。決定した標準報酬は、その年の9月から翌年の8月まで適用されます。

### ●定時決定の対象外となる方

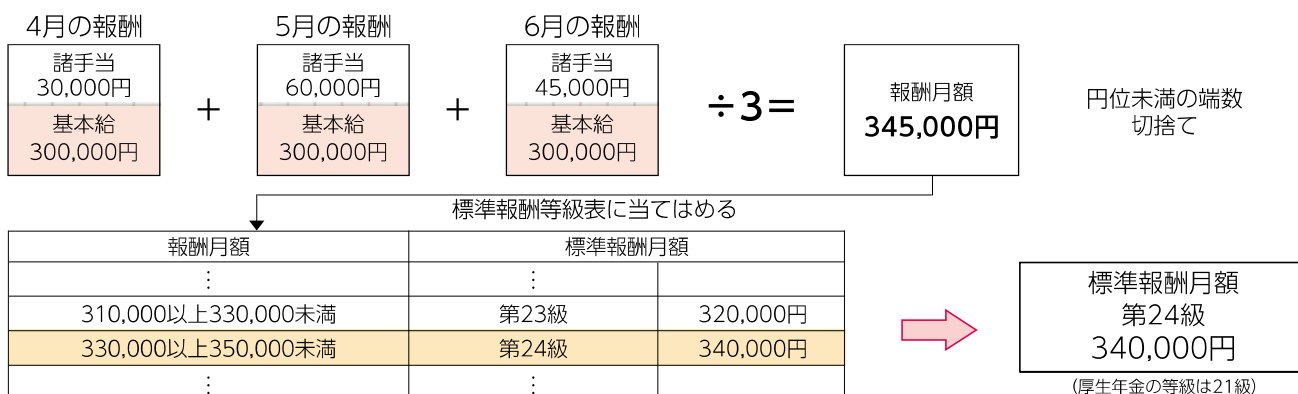
- ・6月1日から7月1日までの間に、組合員の資格を取得した方
- ・7月から9月までの間に随時改定、育児休業終了時改定、産前産後休業終了時改定を行う方

### ●算定方法

4月、5月、6月の3か月間の報酬の平均により、標準報酬月額を決定します。

### 定時決定の算定例

※等級は短期給付の等級を例示しています。



# 令和8年度 各種検診事業のお知らせ

職員の皆様は労働安全衛生法に基づき、年に一度は健康診断を受けて事業主（教育委員会等）に報告していただく必要があります。生活習慣病や、日本人の2人に1人はかかるといわれる「がん」も、早期の状態では無症状であることが多く、自覚症状が出る頃には手遅れとなる可能性もあります。定期的な健康診断やがん検診の受診は、生活習慣病の予防やがんの早期発見・治療に繋がります。

## 特定健康診査（特定健診）・特定保健指導

### ・特定健康診査（特定健診）

生活習慣病の予防のために、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診です。



- 対象者 40歳から75歳の誕生日を迎える組合員（一般・任意継続・一部の短期）及びその被扶養者
- 自己負担額 無料
- 受診の流れ 【一般組合員】  
定期健康診断又は互助会実施の人間ドックを受診することで、特定健康診査を受診したことになります。  
【任意継続組合員・被扶養者】  
7月中旬に被保険者の所属（任意継続の方は自宅）へ「受診券（セット券）」を発送します。受診の際は「受診券」と本人確認書類を持参して、指定する各医療機関又は市町の集団健診で受診します。  
【一部の短期組合員】  
9月終わりに所属あて「受診券（セット券）」を発送します。受診方法は任意継続組合員や被扶養者の方と同じです。

### ・特定保健指導

生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣病の改善がリスク軽減に効果的な方に対して専門職（医師、保健師、管理栄養士など）が生活習慣を見直すサポートをします。



- 対象者 特定健診の結果により、保健指導が必要と判断される者
- 自己負担額 無料
- 実施の流れ 【一般組合員】  
所属訪問型、遠隔面談型または医療機関での保健指導のいずれかを選択し、それぞれのプログラムに沿って保健指導を受けます。  
【任意継続組合員・被扶養者・一部の短期組合員】  
特定健診実施日に初回面談が可能な医療機関を選択した場合は、「セット券」を利用して当日に保健指導を受けることができます。その他の医療機関を受診した場合は、後日共済組合より保健指導「利用券」が届きますので、保健指導を実施している医療機関を予約して実施します。

## 専門検診事業

注意：クーポン券の再発行はできません。

各検診の補助対象年齢に該当する方には、4月下旬～5月下旬までに「専門検診補助クーポン券」を所属あてに送付していますので、共済組合への申込は不要です。クーポン券をお受け取り後、各自で指定医療機関へのご予約をお願いします。教職員互助会が実施する人間ドック補助と合わせて受診することも可能です。

### 頭部MRI・MRA検査

39歳、44歳、49歳、54歳、59歳、64歳、69歳、74歳の組合員（4/1時点の年齢）の方々にクーポン券をお配りしています。令和8年度の補助限度額は15,000円です。

### 乳がん検査

40歳以上の偶数年齢の女性組合員（4/1時点の年齢）の方々にクーポン券をお配りしています。令和8年度の補助限度額は5,000円です。

### 子宮頸がん検査

21歳以上の奇数年齢の女性組合員（4/1時点の年齢）の方々にクーポン券をお配りしています。令和8年度の補助限度額は5,000円です。

### 前立腺がん検査

50歳以上の男性組合員（4/1時点の年齢）の方々にクーポン券をお配りしています。令和8年度の補助限度額は2,000円です。

受診期限は**令和8年10月31日**までとなっています。医療機関により予約状況が異なりますので、お早めに受診をお願いします。

## 大腸がん検診事業

今年度も「年度当初の年齢が40歳以上で、互助会の人間ドック補助を受けない方」に対し、郵送による大腸がん検診を実施予定です。9月頃に新教育情報システムにて募集を予定しております。なお、こちらの検診では希望者の自己負担はありません。



# 令和8年度 健康・メンタルヘルス事業について

近年の国際情勢や経済状況の悪化など、私たちを取り巻く環境は日々変化しており、こうした変化により、心身の不調に悩む人も多いのではないのでしょうか。佐賀支部では、教職員のメンタルヘルスについて様々な事業を展開しています。学校での多忙な日々におけるリフレッシュを目的として、またはメンタルヘルスマネジメントのスキルを身につける機会として、是非ご活用ください。

## 健康管理・メンタルヘルス講習会

### ・セルフケア（全組合員向け講習会）

メンタルヘルスケアを行うには、基本的な知識を持つことと、セルフケアの方法を身につけることが大切です。ここでは基本的な知識と各テーマに沿った講習会、ヨガや箸づくり、セルフマッサージの体験型セミナーを行います。

#### ○実施時期・会場

7月24日(金) グランデはがくれ  
8月 4日(火) ゆめぶらっと小城  
8月20日(木) グランデはがくれ  
いずれの日程も13:25~16:35

○講師 公立学校共済組合九州中央病院  
メンタルヘルスセンター  
公認心理師・臨床心理士  
西川 啓祐 先生  
江崎 直樹 先生  
岡田 紀子 先生

#### YOGA STUDIOCALM

重松 寛道 氏  
レグナテック株式会社 代表取締役社長  
樺島 賢吾 氏  
total salon SHIEN  
伊東 志織 氏

### ・ラインケア（管理職向け講習会）

職員の身体やこころの健康管理は個人だけの問題ではなく、職場の円滑な職務遂行のためにも、重要な課題です。そのため、職員の健康管理について、指導的な立場にある管理職を対象とした講習会を実施しています。

#### ○実施時期・会場

6月29日(月) 相知交流文化センター  
7月14日(火) ゆめぶらっと小城  
9月 9日(水) グランデはがくれ  
いずれの日程も10:25~15:20

○講師 公立学校共済組合九州中央病院  
メンタルヘルスセンター  
公認心理師・臨床心理士  
田中通子先生

募集依頼は既に教育情報システムにて配信済みです！



## 健康・メンタルヘルス出前講座

「組合員のからだの健康づくり」や「メンタルヘルス」についての研修会を開催したい、または「組合員の抱える不安や悩み」について専門職の相談を受けたいといったご要望に対し、「講師の派遣」や「研修会費用の助成」、「相談員の派遣」といったサポートを行っています。

### ・講師派遣型

所属や教育委員会等が希望する医師・心理師等の講師を共済組合が手配します。研修後の個別相談も可能です。(心理師等に限る。)

なお**講師への謝金や交通費は共済組合が負担します。**

無料

で受けられます

### ・費用助成型

所属や教育委員会等が「組合員のからだの健康づくり」や「メンタルヘルス」についての研修会を開催する場合にその費用の一部を助成します。(最大3万円まで)

### ・相談員派遣型

所属や教育委員会等より申請を受け、臨床心理士や保健師等を所属に派遣することで教職員が抱える不安や悩みの早期解決の手助けをします。

なお**相談員への謝金や交通費は共済組合が負担します。**

無料

で受けられます

講師派遣事業は、事務職員部会や養護教諭部会等でもご利用いただけます。

講演の内容はメンタルヘルスに関するものだけでなく、ストレッチなどの体を動かすものもありますので是非ご活用ください！

詳細は下記QRコードよりご確認ください！



## 令和8年度 健康増進セミナー

忙しく働いている中でも取り入れやすい食事法や運動法、睡眠についての正しい知識の情報を提供します。

食生活改善や睡眠に関する講義のほか、軽度な運動を行います。また、筋力量や体脂肪量等を測定し、測定結果を基にライフスタイルやワークスタイルに合わせた健康アドバイスを行います。

○実施時期 6月25日(木) 13:10~16:30

○会場 ゆめぷらっと小城

○講師 佐賀県口腔支援センター

RIZAP株式会社



今年度の参加募集は終了しました。

**※当日は運動しやすい服装でお越しください!**

## 令和8年度 ライフプラン推進事業

### 生活充実型講演会

ファイナンシャルプランナーによる資産形成を実施します！ライフプラン形成を考える若年層の方に向けた講演会です！

○実施時期 7月9日(木)

○会場 グランデはがくれ



### 退職準備型講演会

退職後の医療保険制度の説明や食事、運動指導とライフプランセミナーを実施します！

定年延長の方や再任用職員の方もどうぞご参加ください！

【第1回】 8月21日(金) 会場：グランデはがくれ

【第2回】 9月17日(木) 会場：ゆめぷらっと小城

【第3回】 10月15日(木) 会場：グランデはがくれ

**※当日は運動しやすい服装でお越しください!**

## 民間医療機関メンタルヘルス相談室について

心の健康に不安を抱える組合員および被扶養者に対し、専門家に気軽に相談できる機会を設けています。現在抱えている悩み事を相談してみませんか？

○対象 組合員とその被扶養者

○相談料 **無料** (回数制限なし) 相談時間は1回あたり60分

○実施期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日

- その他
- (1) 指定医療機関に予約の際は『公立学校共済組合佐賀支部のメンタルヘルス相談室』を利用する旨を伝えてください。
  - (2) 受診の際は指定医療機関の窓口で組合員証等(下記のいずれか)を提示してください。  
マイナ保険証、マイナポータルの資格情報画面、資格確認書  
資格情報のお知らせ



指定医療機関	住所	電話番号	受付時間(相談日時)
神野病院	佐賀市神園3丁目18-45	0952-31-1441	9:00~17:00 (月~金)
早津江病院	佐賀市川副町大字福富827	0952-45-1331	9:00~11:00 (月~土) 13:00~16:00 (月~金)
光風会病院	三養基郡みやき町 大字白壁2927	0942-89-2800	9:00~12:00 (月~土) 13:30~16:30 (月~土)
こころクリニック	唐津市紺屋町1668-3	0955-70-1001	8:30~11:30 (月・火・水・金・土) 14:00~16:00 (月・火・水・金)
虹と海の ホスピタル	唐津市原842番地1	0955-77-5120	9:00~12:00 (月~金) 14:00~16:00 (月~金)
山のサナール・ クリニック	伊万里市立花町323-2	0955-22-2128	9:00~17:00 (月~土)
松永メンタル クリニック	武雄市武雄町昭和210	0954-27-8211	9:00~11:30 (月・火・水・金) 14:00~17:30 (月・火・水・金)
嬉野温泉病院	嬉野市嬉野町下宿乙1919	0954-43-0157	8:30~17:00 (月~金)

## 貸付金制度について

貸付金は、「一般貸付」や「住宅貸付」など用途に応じて貸付種別が異なります。貸付種別によって、貸付限度額や申込時の添付書類が異なりますので、ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。



(令和8年4月1日現在)

貸付種別	貸付事由の要旨	貸付限度額	償還回数	利率(年利)※1
一般貸付	組合員が臨時に資金を必要とする場合	200万円	120回以内	1.32%
特別貸付	再任用組合員等が臨時に資金を必要とする場合 (再任用職員・臨時的任用職員・会計年度任用職員等)	給料月額×3/10× 残任期月数 ただし、200万円まで	残任期月数 以内	1.32%
住宅貸付金	組合員が自己の用に供するための住宅の新築、増築、改築、移築、修理、購入若しくは借入れ又は住宅の敷地の購入、借入れ若しくは補修(以下「新築等」という。)をするため資金を必要とする場合	組合員期間に応じた額と仮定退職手当の額のいずれか高い額。ただし、1,800万円まで	360回以内	1.32%
住宅災害貸付	組合員が自己の用に供するための住宅又は住宅の敷地が水震火災その他の非常災害により5分の1以上又はこれと同程度の損害を受け、住宅の新築等をするために資金を必要とする場合	住宅貸付に係る貸付限度額の2倍に相当する額。ただし、1,900万円まで	360回以内	0.99%
在宅介護対応住宅貸付	組合員が要介護者に配慮した構造を有する住宅又は介護に必要となる機器が設置された住宅の新築等をするための資金を必要とする場合	300万円	360回以内	1.06%
教育貸付	組合員又はその被扶養者若しくは子、孫若しくは兄弟姉妹で被扶養者でない者が学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(幼稚部を除く。)、大学及び高等専門学校その他の教育機関で貸付規則で定めるものに入学し、またはそれらの教育機関で修学するため組合員が資金を必要とする場合	550万円	250回以内	1.32%
災害貸付	組合員又はその被扶養者が水震火災その他の非常災害を受けたため資金を必要とする場合	200万円	120回以内	0.99%
医療貸付	組合員又はその被扶養者若しくは配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは父母(配偶者の父母を含む。)で被扶養者でない者が療養(高額医療貸付の対象となる療養を除く。)を受けるため組合員が資金を必要とする場合	120万円	110回以内	1.32%
結婚貸付	組合員又はその子が結婚をするため組合員が資金を必要とする場合	200万円	120回以内	1.32%
葬祭貸付	組合員がその被扶養者又は配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは父母(配偶者の父母を含む。)で被扶養者でない者の葬祭を行うため資金を必要とする場合	200万円	120回以内	1.32%
高額医療貸付	地方公務員等共済組法第62条の2に規定する高額療養費の支給の対象となる療養を受けるため組合員が資金を必要とする場合	高額療養費相当額	高額療養費支給時に一括して控除	無利息
出産貸付	地方公務員等共済組法第63条に規定する出産費又は家族出産費の支給の対象となる出産(出産費等の直接支払制度の適用を受ける出産を除く。)に係る支払のため組合員が資金を必要とする場合	出産費又は家族出産費相当額	出産費又は家族出産費支給時に一括して控除	無利息

※1 表中の年利については、貸付金保険料の一部として0.06%が加算されています。

※2 貸付金の額は10万円単位(高額医療貸付、出産貸付を除く)です。

※ その他の貸付金等の詳細については、下記へお問い合わせください。



公立学校共済組合佐賀支部 貸付担当

TEL : 0952-25-7225 FAX : 0952-25-8133

## 長期給付事業（年金給付）とは

対象：一般組合員

内容：厚生年金（老齢、障害、遺族）、年金払い退職給付などを決定、給付する事業を行っています。

## 老齢厚生年金の受給開始年齢は・・・？

○老齢厚生年金は何歳から受給できるのでしょうか？

老齢厚生年金の受給開始年齢は原則65歳からです。

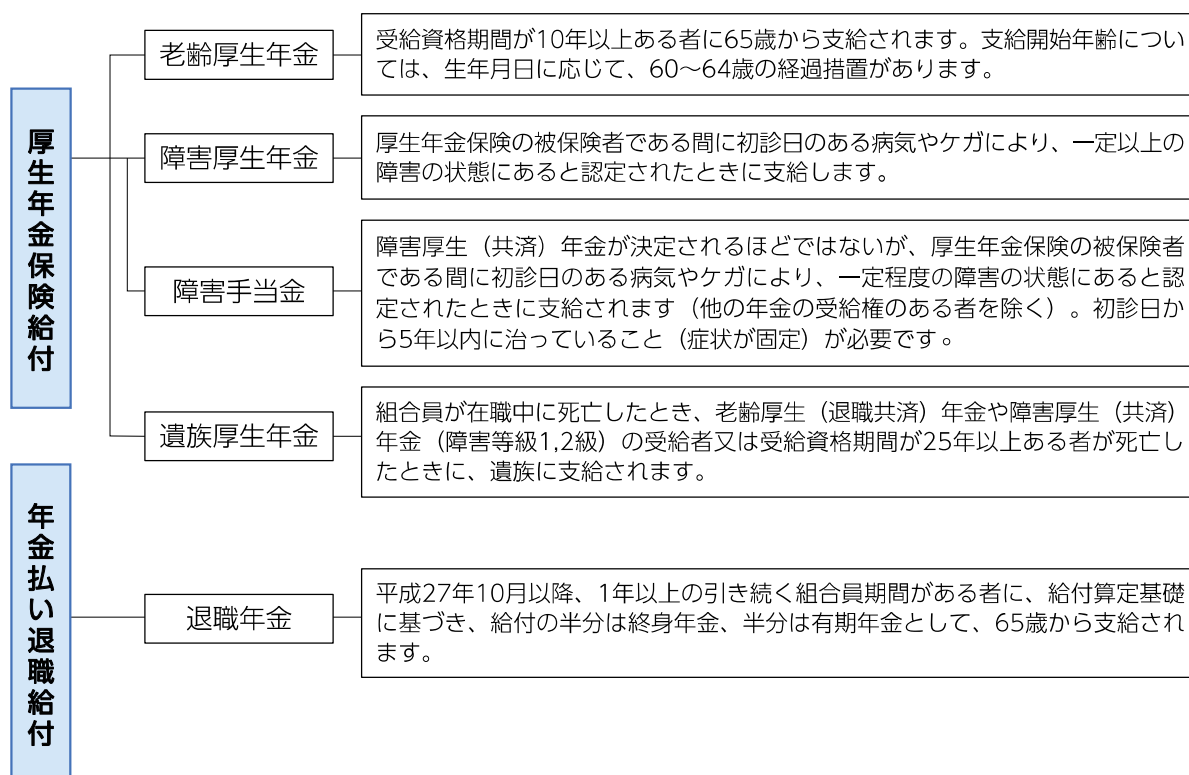
### 老 齢 厚 生 年 金 の 支 給 要 件

- ①生年月日に応じた支給開始年齢以上であること
- ②厚生年金被保険者期間が1月以上（特別支給の場合は1年以上）であること
- ③受給資格期間（注1）が10年以上あること

（注1） 公的年金を受給する資格があることを判定するための期間をいいます。厚生年金被保険者期間、国民年金の保険料を納めた期間や納付を免除された期間などを通算して10年以上あれば受給資格を満たしていることになります。



## 給付の種類



【問合せ先】 公立学校共済組合佐賀支部 給付課（年金担当） TEL 0952-25-7225

## 一般組合員・短期組合員とは 任用形態によって適用される社会保険制度が異なります。

- ★ 一般組合員は、「健康保険」と「年金」の両方とも『公立学校共済組合』に加入します。
- ★ 短期組合員は、「健康保険」のみ『公立学校共済組合』に加入し、「年金」は『日本年金機構（一般厚生年金）』に加入します。

組合員種別	任用形態	社会保険制度	
		年金	健康保険
一般組合員	・正規職員 ・再任用フルタイム職員	公立学校共済組合 (公務員厚生年金)	公立学校共済組合
短期組合員	・臨時的任用職員 (雇用期間2か月1日以上の条件あり) ・会計年度任用職員 ※1	日本年金機構 (一般厚生年金)	

※1 会計年度任用職員の社会保険適用には、週20時間以上勤務、報酬月額88,000円以上、雇用期間2か月1日以上の条件あり。

## 年金の繰上げ制度について

老齢年金は、本来65歳から支給開始ですが、希望により老齢厚生年金及び老齢基礎年金を繰上げて受給することができます。ただし、1月あたり0.4%(昭和37年4月1日以前に生まれた方は0.5%)の割合で減額され、**受け取る年金は生涯減額されたまま**になります。

### 【繰上げ請求する際の主な制約事項】

- ①繰上げ請求を行った後に、**取消しや変更をすることはできません。**
- ②障害年金の請求等に制約が生じる事項があります。
- ③繰上げ請求をする場合、老齢基礎年金やほかの実施機関に係る老齢厚生年金(民間の厚生年金等)を含む**全ての公的年金が繰上げ対象**となります。

繰上げ時期	減額率	
60歳	24%	0.4×60月
61歳	19.2%	0.4×48月
62歳	14.4%	0.4×36月
63歳	9.6%	0.4×24月
64歳	4.8%	0.4×12月

【条件例】 昭和41年5月生まれ、年金額が150万円  
60歳から受給する場合(減額率24%)

減算額 150万円×60月×0.4%=360,000円  
年金額 150万円-360,000円=1,140,000円

## 再就職により年金が支給停止されることがあります

老齢厚生年金・退職共済年金の受給中の方が再就職し、厚生年金保険に加入したときは、老齢厚生年金の全部又は一部が支給停止されることがあります。

$$\text{支給停止額(月額)} = (\text{年金の月額} \times 1 + \text{賃金の月額} \times 2 - 65\text{万円} \times 3) \times 1/2$$



**一般組合員は、上表の3階部分が全額停止します。**

- ※1 老齢厚生年金+退職共済年金の月額(加給年金を除く。)
- ※2 標準報酬月額+(過去1年間に支給された標準賞与×1/12)
- ※3 これまで51万円だった調整額は、令和8年4月から65万円に変更されました。



### 全額支給停止・全額支給の対象

退職共済年金(経過的職域加算額)及び退職年金(年金払い退職給付)の支給調整については、以下のとおりです。

- 公務員厚生年金(地方・国)の被保険者である場合…基本月額及び総報酬月額相当額にかかわらず【全額支給停止】となります。
- 公務員厚生年金(地方・国)の被保険者でない場合…基本月額及び総報酬月額相当額にかかわらず【全額支給】となります。



神戸ビーフ®指定登録店  
神戸北野ダイニング  
NinNin

夕食に神戸ビーフコースをご用意。低温燻製のユッケやカツサンド・陶板焼など全7品、きめ細かな霜降りと赤身の旨味を存分に味わえます。

朝食は「ひょうご五国」から厳選した地元食材を使った和御膳をご用意。贅沢な夕食と朝食をごゆっくりとお楽しみください。

神戸ビーフコース  
ディナー付 宿泊プラン  
誉 (ほまれ)

1泊2食付 お一人様  
ツインルームお二人ご利用で

18,500円～

※プラン除外日:水曜日(レストラン休業日) 年末年始・ゴールデンウィーク等 ※土曜日と祝休の前日は2,000円増となります。  
※入荷状況によりメニュー内容が変更になる場合がございます。※料金には税金・サービス料が含まれております。

ご予約  
お問い合わせ



ホテル北野プラザ六甲荘

[www.rokkoso.com/](http://www.rokkoso.com/)

078-241-2451 (代表)

〒650-0002 神戸市中央区北野町1-1-14



## 組合員の皆様へ

グランデはがくれは、若楠国体が開催された昭和51年に開業し、今年8月に50周年を迎えます。この間、昭和のオイルショック、平成のデフレ経済、令和の新型コロナなど多くの困難に直面しましたが、公立学校共済組合員のみなさまの日頃のご利用をはじめ、婚礼やお子様の日晴れ、両親・祖父母の還暦お祝いなどでの「幸せ」のお裾分けを力に今日まで営業を続けてくることができました。職員一同心から「感謝」の気持ちでいっぱいです。近年、「SAGA アリーナ」効果もあり、国内外から多くのお客様をお迎えしていますが、これからの50年も組合員のみなさまの思いに応え、ともに歩むホテルであり続けます。これからの「グラデはがくれ」にご期待ください。

グランデはがくれ 支配人 野田信二

### レストランイベントのご案内



農業系高校の生徒さんが育てた食材や加工品なども登場予定！ ※写真はイメージです。

## 夏のファミリーバイキング

～約40種類のホテル特製料理が食べ放題！～

前日までのご予約制

<開催日> 8/13(木)、14(金)、15(土)、16(日)

<時間> 17:30～21:00 **閉店時間90分**  
(最終入店 19:30、フードストップ 20:30)

<料金> **ソフトドリンク飲み放題付**

大人(中学生以上)

小学生

お一人様 **4,500円** (税込)

お一人様 **2,250円** (税込)

※定休日のご利用は1グループ  
20名様までとさせていただきます。

※幼児(未就学児)は無料です。  
(但し、大人のお人数も鑑みない場合)

### 土曜日の日！限定50食

#### うなぎフェア

(プチアイス付)  
(ランチバー付)



<開催日> 7月24日(金)

<料金> お一人様 **2,200円** (税込)

<時間> **ランチタイム限定**  
11:30～14:00

### 限定一日30食

#### 土日・祝日限定！ 佐賀牛 ハンバーグフェア

(ランチバー付)



<期間> 7月1日～31日

<料金> お一人様 **1,980円** (税込)

<時間> **ランチタイム限定**  
11:30～14:00

### 特別創作ランチ！限定一日50食

#### オープン記念日 ランチフェア

(プチアイス付)  
(ランチバー付)



<開催日> 8/5(木)、6(金)、7(土)

<料金> お一人様 **1,430円** (税込)

<時間> **ランチタイム限定**  
11:30～14:00

### 限定一日50食

#### 刺身定食 フェア

(プチアイス付)  
(ランチバー付)



<開催日> 9/7(月)、17(木)、27(日)

<料金> お一人様 **1,100円** (税込)

<時間> **ランチタイム限定**  
11:30～14:00

## 夏の料理長おすすめ御膳



※内容は写真と若干変更になる場合がございます。

<期間> 7月1日(木)～8月31日(月)

<料金> お一人様 **3,800円** (税込)

<時間>

**ランチタイム** 11:30～14:00

**ディナータイム** 18:00～21:00  
(ラストオーダー 20:00)

- ◆ 前菜 夏野菜のテリーヌ
- ◆ 汁物 もろこしスープ
- ◆ 刺身 カジキの山かけ 海苔醤油
- ◆ 焼き物 国産牛の照焼き
- ◆ 火物 海鮮青板焼き
- ◆ 煮物 穴子の二身揚げ 季節野菜添え
- ◆ 飯物 押し寿司
- ◆ デザート アイスクリーム ブラクニール 全8品

※ご予約に合わせてご変更しますので、お気配りお問い合わせください。※お米はすべて産地米を使用しています。※レストランイベント料金は、宴会場でのご利用はできませんので、ご了承ください。



おかげさまで50周年  
HOTEL  
**グランデはがくれ**  
Grande Hagakure

■ご予約・お問い合わせ  
TEL0952-25-2212  
www.grande-hagakure.com  
info@grande-hagakure.com  
〒840-0815 佐賀市天神2丁目1番36号

婚礼・宿泊・会議・宴会・レストラン  
お問い合わせは  
**コチラから** →  
グランデはがくれ  検索

# HOTEL GRANDE HAGAKURE BRIDAL PLAN



小さな結婚式で  
大きな絆が深まる。

ただいま人気のプラン

## ファミリー婚 FAMILY PLAN

ご家族だけでゆっくり過ごせる小人数の結婚式プラン。

人数 | 6名様

料金 | 330,000円 (税込)

うれしい10品セット!

- チャペル人前挙式
- ウェディングドレス
- 会費料
- ウィングシャワー
- リースブーケ
- 婚礼料理(14,520円)6名様分
- タキシード
- 新郎着付け・ヘアメイク
- 新郎着付け
- 衣装写真

## おふたりに寄り添うプラン



## ベーシックプラン

BASIC PLAN



## フォトウェディングプラン

PHOTO WEDDING PLAN

## 挙式のみも承ります



## チャペル人前式

チャペル「さくら」



## 神前挙式

神前式場  
「天織宮(あもりのみや)」

50周年記念 ご成約特典

# 10万円相当 選べるプレゼント!



期間 | 令和9年 3月31日[水]までに60名様以上で挙式・披露宴を挙げる方

50周年の感謝の気持ちを込めて、10万円相当の選べるプレゼントをご用意しました。新生活を彩る家電や、ご両親へ贈る宿泊カタログなど、多彩なラインナップからお選びいただけます。これまでのご縁と、これからの幸せへの願いを込めた特別な贈りものです。どうぞおふたりらしいかたちでお受け取りください。

- 新生活に必要な家電品
- 自分たちまたはご両親への体験ギフト



他にもプランをたくさん取り揃えています! 喜望をご覧ください。



HOTEL  
グランデはがくれ  
Grande Hagakure

ご予約・お問い合わせ

TEL0952-25-2212  
www.grande-hagakure.com  
info@grande-hagakure.com  
〒840-0816 佐賀市天神2丁目1番36号

お問い合わせは  
コチラから →

オンライン予約 検索



Instagram  
インスタグラムで最新の  
情報をチェック!!

